

保予第30224-10号
平成26年2月10日

群馬県がん患者団体連絡協議会 会長 様

群馬県 健康福祉部
保健予防課長 津久井 智



「群馬県がん対策推進条例」の一部改正（案）について（通知）

「群馬県がん対策推進条例」の見直しにつきましては、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

「群馬県がん対策推進条例」の一部改正に関する県民意見募集（パブリックコメント）の実施につきましては、平成25年12月16日付け保予第30224-6号により通知したところですが、パブリックコメントで提出された意見を踏まえ、別添のとおり「群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例（案）」を平成26年第1回定例県議会に提出することになりましたので、御連絡申し上げます。

関係機関・関係団体の皆さまにおかれましては、引き続き、県のがん対策の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

添付資料

- 別紙1 「群馬県がん対策推進条例」の一部改正について（概要）
- 別紙2 「群馬県がん対策推進条例」の一部改正（案）（新旧対照表）
- 別紙3 パブリックコメントの意見概要と意見に対する考え方について

事務担当

保健予防課 がん対策推進室 高橋
TEL:027-226-2619
FAX:027-223-7950
E-mail:takahashi-hiro@pref.gunma.lg.jp

1 背景

- (1) 「群馬県がん対策推進条例」(平成22年12月24日、公布・施行)は、県議会における特別委員会の設置・条例案の提案を経て、初めて成立した事例であるが、施行後3年経過により検討を行い、必要な見直しを行うこととなっている。

(附則)

2 知事は、この条例の施行後三年を経過するごとに、この条例の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

- (2) 平成22年12月の条例制定後、国が平成24年6月に「がん対策推進基本計画」を作成。県においては「群馬県がん対策推進計画」(平成25年度～29年度)を平成25年3月に策定。

2 見直しにあたっての視点

- (1) 「群馬県がん対策推進計画」との整合性
(2) 国の施策(がん対策推進基本計画など)との整合性

3 これまでの検討状況

平成25年10月 1日 厚生文化常任委員会にて検討の進め方等について説明
平成25年10月 2日 県がん対策推進協議会がん対策推進計画検討部会の各専門分科会にて
～10月29日 意見聴取
平成25年11月 5日 県がん対策推進協議会にて意見聴取
平成25年12月 9日 厚生文化常任委員会にて見直し素案を報告
平成25年12月18日 パブリックコメント実施(～1月10日)
平成26年 1月22日 厚生文化常任委員会にて改正素案を審議

4 改正の主な内容

第2条	県と連携してがん対策を実施する先として、国、市町村、医療機関、医療関係団体、がん患者及びその家族等により構成される民間団体を例示しているが、県民が一体となったがん対策をより一層進めるため、第5条に責務を規定している「事業者」を追加する。
第4条	県民と協同してがん対策に取り組むという群馬県がん対策推進計画の理念に基づき、見出しの「県民の責務」という義務的な表現を「県民の役割」に改める。
第6条	<ul style="list-style-type: none"> 国のがん対策推進基本計画及び群馬県がん対策推進計画に「がん教育」が新たに設けられるなど、今後、がん教育の充実が求められることから、県と連携して取り組む先に「教育機関」を追加する。 未成年者の喫煙防止対策の強化は、群馬県がん対策推進計画の「重点的に取り組むべき課題」に位置づけていることから、「がんに関する正しい理解及び関心を深めるための教育」とは別に、「未成年者の喫煙防止のための社会環境の整備」を追加する。
第7条	<ul style="list-style-type: none"> 国のがん診療提供体制の変更にともない、厚生労働大臣が指定する専門的ながん医療等の提供を行う医療機関に、これまでの「がん診療連携拠点病院」のほか「地域がん診療病院」「特定領域がん診療連携拠点病院」が追加されたことから、必要な改正を行う。 国のがん対策推進基本計画及び群馬県がん対策推進計画に、小児がん対策が新たに設けられるなど、今後、充実が求められている分野であることから、小児がん対策の充実等について追加する。
第9条	国のがん対策推進基本計画及び群馬県がん対策推進計画における「緩和ケア」の位置づけが、「がん治療の初期の段階から」から「がんと診断された時から」に変更されたことから、必要な改正を行う。
第11条	第3項の「罹患率」につけられているふりがなを削除する。
第16条	<ul style="list-style-type: none"> 「がんに強い地域社会の構築」は、がん対策推進計画の副題に掲げられており、また、同計画の「がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策」にも位置づけていることから、県民運動の目的として、「がんに強い地域社会の構築」を追加する。 広報活動等の施策支援を通じ、幅広い県民運動を推進するため、第2条と同様に、連携先に「事業者」を追加する。

5 施行日 平成26年4月1日(予定) 但し、第11条に係る改正のみ公布の日

○群馬県がん対策推進条例（平成二十二年十二月二十四日条例第六十三号）

改正案	現行
<p>群馬県がん対策推進条例をここに公布する。</p> <p>群馬県がん対策推進条例</p> <p>すべての県民の命が等しく尊重され、県民が、県民の疾病による死亡の最大の原因となっているがんに対して正面から向き合い、互いに支え合いながら、がんに負けないという強い信念を持って、安心して暮らすことができる群馬を目指し、この条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けられることができることの実現並びにがん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備等をするため、がん対策に関し基本的な事項を定めることにより、がん対策を県民と共に総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第二条 県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体、事業者、がん患者及びその家族等により構成される民間団体その他の関係団体と連携を図りつつ、本県の特性に応じたがん対策に関する施策を策定し、実施するものとする。</p> <p>（保健医療関係者の責務）</p> <p>第三条 がんの予防及び早期発見を推進し、並びにがん医療に従事する者（以下「保健医療関係者」という。）は、県又は市町村が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>（県民の役割）</p> <p>第四条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けよう努めるものとする。</p> <p>2 県民は、がんに関する理解と関心を深め、互いに支え合うことにより、一体となつてがん対策の推進に努めるものとする。</p>	<p>群馬県がん対策推進条例をここに公布する。</p> <p>群馬県がん対策推進条例</p> <p>すべての県民の命が等しく尊重され、県民が、県民の疾病による死亡の最大の原因となっているがんに対して正面から向き合い、互いに支え合いながら、がんに負けないという強い信念を持って、安心して暮らすことができる群馬を目指し、この条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けられることができることの実現並びにがん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備等をするため、がん対策に関し基本的な事項を定めることにより、がん対策を県民と共に総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第二条 県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体、がん患者及びその家族等により構成される民間団体その他の関係団体と連携を図りつつ、本県の特性に応じたがん対策に関する施策を策定し、実施するものとする。</p> <p>（保健医療関係者の責務）</p> <p>第三条 がんの予防及び早期発見を推進し、並びにがん医療に従事する者（以下「保健医療関係者」という。）は、県又は市町村が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>（県民の責務）</p> <p>第四条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けよう努めるものとする。</p> <p>2 県民は、がんに関する理解と関心を深め、互いに支え合うことにより、一体となつてがん対策の推進に努めるものとする。</p>

(事業者の責務)

第五条 事業者は、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができ、本人又はその家族ががん患者となった場合であつても働きながら治療を受け、療養し、看護し、又は介護することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第六条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、市町村、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん検診の受診率の向上のための普及啓発
- 二 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の普及啓発
- 三 がん検診に携わる保健医療関係者の資質の向上のための研修
- 四 がん検診の評価及び精度の管理のための市町村等に対する専門的な見地からの助言
- 五 受動喫煙を防止するための多数の者が利用する施設における禁煙の推進
- 六 未成年者の喫煙防止のための社会環境の整備
- 七 女性に特有のがん及びそのがんの発生しやすい年齢を考慮したがんに関する正しい知識の普及啓発
- 八 がんに関する正しい理解及び関心を深めるための教育
- 九 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見のために必要な施策

(がん医療の充実)

第七条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療を提供するため、専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院(それぞれ専門的ながん医療等の提供を行う医療機関として厚生労働大臣が指定する病院をいう。)並びに群馬県がん診療連携推進病院(がん診療連携拠点病院に準じたがん医療等の提供を行う医療機関として知事が指定する病院をいう。)(以下「がん診療連携拠点病院等」と総称する。)の整備及び機能の

(事業者の責務)

第五条 事業者は、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができ、本人又はその家族ががん患者となった場合であつても働きながら治療を受け、療養し、看護し、又は介護することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第六条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、市町村、医療機関その他の関係機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん検診の受診率の向上のための普及啓発
- 二 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の普及啓発
- 三 がん検診に携わる保健医療関係者の資質の向上のための研修
- 四 がん検診の評価及び精度の管理のための市町村等に対する専門的な見地からの助言
- 五 受動喫煙を防止するための多数の者が利用する施設における禁煙の推進
- 六 女性に特有のがん及びそのがんの発生しやすい年齢を考慮したがんに関する正しい知識の普及啓発
- 七 がんに関する正しい理解及び関心を深めるための教育
- 八 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見のために必要な施策

(新設)

(がん医療の充実)

第七条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療を提供するため、専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん診療連携拠点病院(専門的ながん医療等の提供を行う医療機関として厚生労働大臣が指定する病院をいう。)及び群馬県がん診療連携推進病院(がん診療連携拠点病院に準じたがん医療等の提供を行う医療機関として知事が指定する病院をいう。)(以下「がん診療連携拠点病院等」と総称する。)の整備及び機能の

下「がん診療連携拠点病院等」と総称する。)の整備及び機能の強化

二 がん診療連携拠点病院等その他の医療機関及び研究機関の間における連携協力体制の整備

三 小児がん医療の充実及び小児がんに関する医療機関の連携協力体制の整備

四 重粒子線治療等高度で先進的ながん治療の推進

五 前各号に掲げるもののほか、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療を提供するために必要な施策

(専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保)

第八条 県は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の育成及び確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの充実)

第九条 県は、がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減を目的とする医療、看護、介護その他の行為(以下「緩和ケア」という。)の充実を図るため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成

二 がんと診断された時からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進

三 緩和ケアに必要な病床の確保

四 がん患者が居宅において緩和ケアを受けることができる体制の整備

五 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実を図るために必要な施策

(在宅医療の推進)

第十条 県は、医療機関等と連携し、がん患者の意向により住み慣れた家庭、地域等でのがん医療を受けることができる体制の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の推進)

第十一条 県は、効果的ながん対策の立案に資するため、地域がん登録(県が行うがん登録(がん患者のがんの種(り)患、診断、治療、予後(診断後の経過及び消息をいう。以下同じ。))その他の情報を登録することをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))を実施するものとする。

強化

一 がん診療連携拠点病院等その他の医療機関及び研究機関の間における連携協力体制の整備

(新設)

三 重粒子線治療等高度で先進的ながん治療の推進

四 前三号に掲げるもののほか、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療を提供するために必要な施策

(専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保)

第八条 県は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の育成及び確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの充実)

第九条 県は、がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減を目的とする医療、看護、介護その他の行為(以下「緩和ケア」という。)の充実を図るため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成

二 がん治療の初期の段階からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進

三 緩和ケアに必要な病床の確保

四 がん患者が居宅において緩和ケアを受けることができる体制の整備

五 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実を図るために必要な施策

(在宅医療の推進)

第十条 県は、医療機関等と連携し、がん患者の意向により住み慣れた家庭、地域等でのがん医療を受けることができる体制の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の推進)

第十一条 県は、効果的ながん対策の立案に資するため、地域がん登録(県が行うがん登録(がん患者のがんの種(り)患、診断、治療、予後(診断後の経過及び消息をいう。以下同じ。))その他の情報を登録することをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))を実施するものとする。

2 県は、地域がん登録の精度の向上に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 地域がん登録に登録されたがん患者に係る予後調査の実施

二 地域がん登録に情報を提供する医療機関に対する地域がん登録に基づく情報の提供その他の院内がん登録（医療機関が行うがん登録をいう。）の促進及び精度の向上のために必要な支援

三 前二号に掲げるもののほか、地域がん登録の精度の向上のために必要な施策

3 県は、がん医療の水準の向上に資するため、地域がん登録の情報を分析し、罹患率、生存率その他の結果を公表するものとする。

4 県は、地域がん登録に登録された情報がその利用目的の達成に必要な範囲を超えて用いられないことがないようにするなどがん患者に係る個人情報の保護に配慮しつつ、前三項の施策を講ずるものとする。

（がん医療に関する情報の提供）

第十二条 県は、県民に対し、がん医療に関する情報を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、がん診療連携拠点病院等が県民に対して行うがん医療に関する情報の提供の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

（がん患者及びその家族等に対する支援）

第十三条 県は、がん患者及びその家族等の療養生活の質の維持向上及び精神的又は社会生活上の不安その他の負担の軽減のため、がん診療連携拠点病院等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん患者及びその家族等に対する相談支援体制の整備

二 がん患者及びその家族等により構成される民間団体が行う活動に対する支援

三 前二号に掲げるもののほか、がん患者及びその家族等の療養生活の質の維持向上及び精神的又は社会生活上の不安その他の負担の軽減のために必要な施策

（骨髄移植の促進）

第十四条 県は、骨髄移植に携わる者と連携し、骨髄バンク事業の普及啓発等白血病その他の血液がんに対して有効な治療方法である骨髄移植の促進に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（群馬県がん対策推進協議会）

第十五条 県は、総合的ながん対策の推進及

2 県は、地域がん登録の精度の向上に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 地域がん登録に登録されたがん患者に係る予後調査の実施

二 地域がん登録に情報を提供する医療機関に対する地域がん登録に基づく情報の提供その他の院内がん登録（医療機関が行うがん登録をいう。）の促進及び精度の向上のために必要な支援

三 前二号に掲げるもののほか、地域がん登録の精度の向上のために必要な施策

3 県は、がん医療の水準の向上に資するため、地域がん登録の情報を分析し、罹患率、生存率その他の結果を公表するものとする。

4 県は、地域がん登録に登録された情報がその利用目的の達成に必要な範囲を超えて用いられないことがないようにするなどがん患者に係る個人情報の保護に配慮しつつ、前三項の施策を講ずるものとする。

（がん医療に関する情報の提供）

第十二条 県は、県民に対し、がん医療に関する情報を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、がん診療連携拠点病院等が県民に対して行うがん医療に関する情報の提供の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

（がん患者及びその家族等に対する支援）

第十三条 県は、がん患者及びその家族等の療養生活の質の維持向上及び精神的又は社会生活上の不安その他の負担の軽減のため、がん診療連携拠点病院等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん患者及びその家族等に対する相談支援体制の整備

二 がん患者及びその家族等により構成される民間団体が行う活動に対する支援

三 前二号に掲げるもののほか、がん患者及びその家族等の療養生活の質の維持向上及び精神的又は社会生活上の不安その他の負担の軽減のために必要な施策

（骨髄移植の促進）

第十四条 県は、骨髄移植に携わる者と連携し、骨髄バンク事業の普及啓発等白血病その他の血液がんに対して有効な治療方法である骨髄移植の促進に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（群馬県がん対策推進協議会）

第十五条 県は、総合的ながん対策の推進及

び評価に関し必要な事項を協議するため、群馬県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

（県民運動の推進）

第十六条 県は、がんに関し強い地域社会を構築するため、市町村、医療機関、医療関係団体、事業者、がん患者及びその家族等により構成される民間団体その他の関係団体と幅広く連携し、がんに関する理解及び関心を深めるための県民運動が主体的に行われるよう、広報活動その他の必要な施策を講じ、支援するものとする。

（財政上の措置）

第十七条 県は、がん対策に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

- 2 知事は、この条例の施行後三年を経過するごとに、この条例の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

び評価に関し必要な事項を協議するため、群馬県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

（県民運動の推進）

第十六条 県は、がんに関し強い地域社会を構築するため、市町村、医療機関、医療関係団体、事業者、がん患者及びその家族等により構成される民間団体その他の関係団体と幅広く連携し、がんに関する理解及び関心を深めるための県民運動が主体的に行われるよう、広報活動その他の必要な施策を講じ、支援するものとする。

（財政上の措置）

第十七条 県は、がん対策に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

- 2 知事は、この条例の施行後三年を経過するごとに、この条例の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

「群馬県がん対策推進条例」の一部改正に対する県民意見と意見に対する考え方について

採り直した箇所 意見の採択により改正した箇所 有・無	意見に対する考え方	意見の概要	項目	番号
無	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、広く関係者の御意見を伺いながら、がん対策を推進して参ります。 	<p>県の改正素案で、特に問題ないと思います。</p>	全般	1
無	<ul style="list-style-type: none"> 第4条（県民の責務）では、県民が取り組むべきことを規定していることから、条文の見出しを「県と県民の連携と取り組み」とすると、見出しと条文とで内容が不一致となってしまいます。 また、県民との連携については、第2条（県の責務）に規定していません。 県民とともにがん対策に取り組むという「群馬県ががん対策推進計画」の理念に基づき、「県民の責務」という義務的な表現を「県民の役割」に見直します。 	<p>「県民の責務」について、「県と県民の連携と取り組み」としてはどうでしょうか。</p>	第4条	2
無	<ul style="list-style-type: none"> 現状の表記であっても、一般県民の皆様は御理解を頂く上で、特段の支障はないと考えます。 	<p>「県は、手術、放射線療法、化学療法（以下省略）」とありますが、「手術療法、放射線療法、化学療法（以下省略）」とした方が良いと思います。</p>	第8条	3

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方	採り改訂した箇所の有・無
4	第9条	<p>緩和ケアの充実について、5項目が掲げられています。緩和ケアの充実には、市民、主としてポランテイアの参加が不可欠といわれており、今日の日本において、遅れている領域です。</p> <p>また、緩和ケアの質の向上のためには、市民ポランテイアを含む多職種協働が重要です。</p> <p>第9条に「緩和ケアの質的向上、患者家族のQOLの向上のために、市民ポランテイアを含むピアサポート、がんサロンのために、多職種協働の取組を進めます」を明記していただきたい。</p>	<p>御指摘のとおり、緩和ケアの充実には、市民ポランテイアの参加が重要であり、県ではこうした趣旨に基づき、「がんピアサポーター」の養成・活動支援などの取組を進めています。</p> <p>市民ポランテイア等を含めた多職種協働によるがん患者やその家族等への支援やQOLの向上のための取組については、第13条(がん患者及びその家族等に対する支援)にその趣旨が規定されていると考えられます。</p> <p>また、第2条(県の責務)で、県は、医療機関、医療関係団体、がん患者やその家族等により構成される民間団体など、多くの県民と連携してがん対策を進めると規定するとともに、第9条で、緩和ケアの充実を規定しており、これらの中で、御意見の趣旨が含まれていると考えられます。</p>	無
5	第12条	<p>「がんに関する県の総合相談センター構想」について、具体的に記述していただきたい。</p>	<p>相談センター等のがん患者及びその家族等に対する相談支援体制の整備については、第13条第1号で規定されています。</p> <p>また、がん医療、相談支援や情報提供に関する情報センター機能の設置については、がん対策推進計画の「がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」に位置づけられており、がん対策推進協議会に「がん対策情報収集・分析検討部会」を設け、検討してまいります。</p>	無
6	第14条	<p>「骨髄移植の促進」とありますが、現在、骨髄以外にも入手方法が多様化している中で、「造血幹細胞移植」と呼ぶことが多いと思います。</p>	<p>御指摘のとおり、白血病等の血液がんの有効な治療法として、骨髄以外の移植方法があり、それらを含めて「造血幹細胞移植」と呼ばれており、一般的には、「骨髄移植」が広く知られており、現状の表記であっても、一般県民の皆様には御理解を頂く上で、特段の支障はないと考えます。</p>	無